

令和2年度～令和7年度

健 康 な ま ち

習 志 野

計 画

概要版

すべての市民が
生涯にわたって
いきいきと安心して
幸せな生活ができる
健康なまちづくり



ナラシンド♪



健康なまち習志野計画 概要版

発行年月：令和2年3月

発行・編集：習志野市健康福祉部健康支援課

所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047(451)1151(代表)

ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>

令和2年3月

習志野市

● 計画策定の趣旨

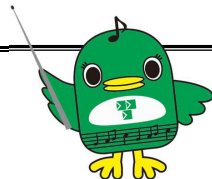
全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して生活ができる健康なまちづくりを進展させ、推進していくため、平成 25 (2013) 年 4 月、「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」(通称:「習志野市健康なまちづくり条例」)を施行し、さらに平成 26 (2014) 年11月には、「健康なまち習志野」を宣言しました。健康なまち習志野計画は、この条例に基づき、健康なまち習志野を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。



「健康なまち習志野」宣言 (平成 26 (2014) 年11月1日宣言)

わたくしたち習志野市民は、生涯にわたる健康で幸せな生活を希求し、実現し、未来につなげていくことを誓い、ここに「健康なまち習志野」を宣言します。

- 1 わたくしたち習志野市民は、一人ひとりが自ら健康への意識を高め、主体的に行動します。
- 1 わたくしたち習志野市民は、連携・協力しながら、笑顔で健康に暮らします。
- 1 わたくしたち習志野市民は、あらゆる分野において、健康を支え守る社会環境をととのえます。



● 計画の期間

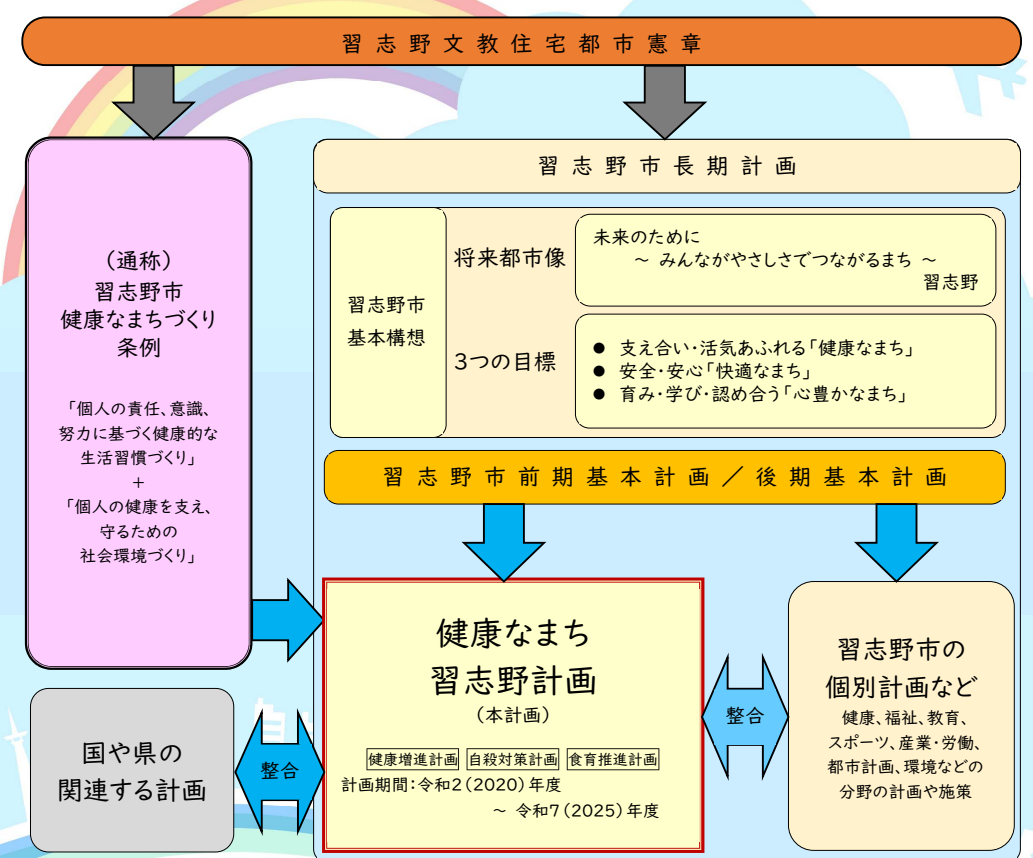
本計画の期間は、令和2 (2020) 年度から「習志野市後期基本計画」の目標年度である令和7 (2025) 年度までの6年間とし、次期基本構想・前期基本計画の策定に合わせて、改訂を行うこととします。

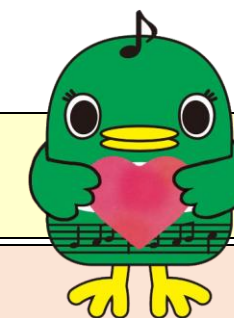
計 画	年 度											
	平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7
習志野市基本構想												
習志野市基本計画												
健康なまち習志野計画 (本計画)												
【健康増進計画】												
【自殺対策計画】												
【食育推進計画】												
(習志野市健康なまちづくり条例)												
前期基本計画						後期基本計画						
第1期計画						第2期計画						

● 計画の位置付け

本計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画であり、「(通称) 習志野市健康なまちづくり条例」第10条に基づく基本計画で、食育基本法第18条の規定に基づく市町村食育推進計画(習志野市食育推進計画)、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画(習志野市自殺対策計画)を包含する総合計画です。

本計画の策定根拠となる「(通称) 習志野市健康なまちづくり条例」では、「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に関係者が連携・協働して取り組むことを目的としていることから、本計画は、保健・福祉分野の計画のみならず、教育やスポーツ、産業・労働、都市計画、環境などの分野の計画や施策とも密接に関係します。したがって、本計画は、これら計画や施策と整合を図りながら、推進していくものです。

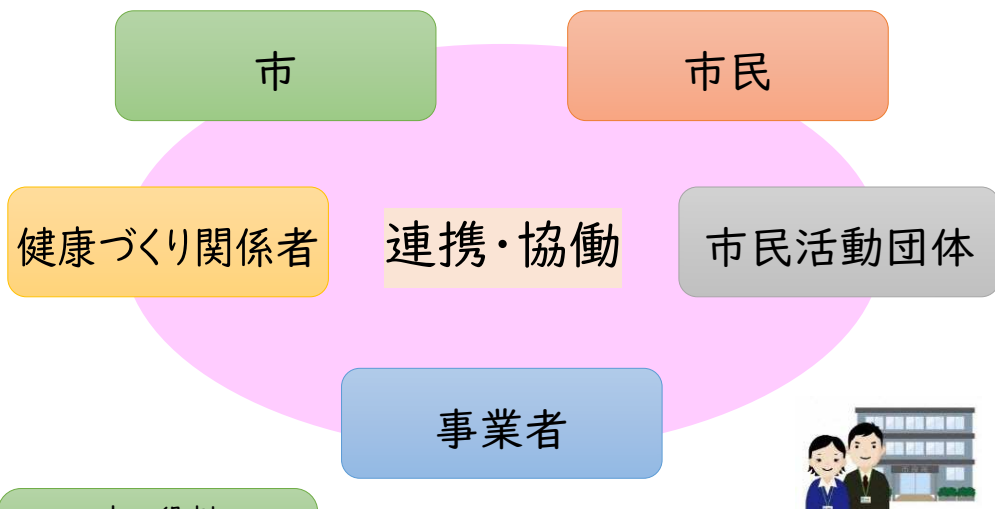




都 市 像	未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野		
目 標	すべての市民が生涯にわたって いきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくり		
方 向 性	1 市民の主体的な健康づくりを支援する。	2 地域社会全体で、個人の健康を支え 守る社会環境をつくる。	3 あらゆる分野で健康を意識し、連携・ 協働して取り組む。
基本 目 標・ 基本 施策 めざす姿	基本目標1 からだの健康づくり 基本施策 1-1 基本的な生活習慣の形成と健康の保持・増進 (施策の方向性1・2・3) <めざす姿> - 生涯にわたって、健康の価値を認識し、適度な運動・バランスの取れた食生活・十分な休養や睡眠を柱とする生活習慣づくりに取り組むまち - 自分のことを大切に思い、健康に生きていく力を身につけられるまち - 健康的な家庭・学校・職場・地域づくりをすすめるまち 基本施策 1-2 自らの行動で疾病予防 (施策の方向性1・2) <めざす姿> - 健康診査・予防接種を受けるまち - たばこ・お酒・薬物の害や薬の使用に関する正しい 知識をもって行動するまち 基本施策 1-3 望ましい食習慣の形成と食育の推進 (施策の方向性1・2) <めざす姿> - 望ましい食生活や健康的な食習慣を実践できるまち - みんなが食育に取り組むまち		
	基本目標2 心の健康づくり 基本施策2-1 心の健康の保持・増進 (施策の方向性1・2) <めざす姿> - 気持ちやストレスに上手に対処し、笑顔を大切にして過ごすまち - コミュニケーションをとり、社会参加できるまち 基本施策2-2 自殺予防の推進 (施策の方向性1・2) <めざす姿> - みんなが命の大切さを実感し、仲間同士でお互いに見守り、ともに支え合うまち - 自殺に追い込まれることのないまち		
	基本目標3 歯および口腔の健康づくり 基本施策 3-1 歯および口腔の健康の保持・増進 (施策の方向性1・2) <めざす姿> - 自分の歯でも入れ歯でも、みんなが食事や会話を生涯楽しめるまち 基本施策 3-2 歯科受診困難者への歯科疾患の予防強化 (施策の方向性1・2) <めざす姿> - 障がいのある人や介護を必要とする人も、歯や口腔機能の保持に取り組み、生活の質の向上と健康なからだを維持するまち		
	基本目標4 個人の健康を支え、守るための社会環境の整備 基本施策 4-1 健康格差の縮小 (施策の方向性2・3) <めざす姿> - 地域や雇用形態、経済力、世帯構成などの社会経済的、環境の要因により健康状態に差が生じることなく生活することができるまち 基本施策 4-2 人と人とのつながりの強化 (施策の方向性2・3) <めざす姿> - みんなが思いやりの心を持って助け合いながら地域においていきいきと暮らすまち - 社会参加がしやすいまち		

●地域社会の一員としての役割

「健康なまち習志野計画」は、市、市民、市民活動団体、事業者および健康づくり関係者が、健康づくりに関する情報の共有を図り、それぞれが連携および協働して推進することとします。また、市は、国や県、他の市町村などとも連携および協働し、総合的に健康なまちづくりを推進していくこととします。



市の役割

市は、長期計画その他各種施策に関する計画を策定し、これらを推進するに当たっては、「(通称)習志野市健康なまちづくり条例」第3条の基本理念「個人の主体的健康づくり」と「地域社会全体として個人の健康を支え守るための社会環境の整備」を踏まえて行うものとします。

健康なまちづくりに関係する分野は、保健福祉分野のみならず、都市整備分野や環境分野、経済分野、教育分野など多岐にわたり、本計画に位置付けた各種取り組みも、庁内のさまざまな課が担当することとなります。したがって、本計画は、庁内の関係部・課が連携しながら一体となって推進することとします。

市民の役割

健康は個人の健康観に基づき、市民一人ひとりが主体的に取り組むことによって実現されるものです。市民が健康なまちづくりに対する理解を深め、健康的な生活習慣の確立に取り組む等、個人および家族の状況に応じた健康づくりを積極的に行っていただくことが必要です。具体的には、適度な運動、健康的な食生活、休養のほか、疾病に対する抵抗力の向上および治療、おし歯および歯周病の予防、ストレス対処能力の向上など、個人の状況に応じた健康づくり、自らの健康状態を知るため定期的に健康診断を受診し、必要に応じた保健指導を受けること、さらには疾病の予防や日常の健康管理を行う上で、かかりつけ医、歯科医、薬剤師などの保健医療に関する専門職に相談や指導などの支援を受けるように努めること等です。



市民活動団体の役割

自治会や町会、特定非営利活動法人(NPO法人)、ボランティア活動団体、サークル等の市民活動団体における地域活動、文化活動、芸術活動、スポーツ活動などは、自らの技術や知識を高めるだけでなく、活動場所への移動手段として率先して歩くことで適度な運動になることや、人と人との関わりの中で良好な人間関係が育まれることに繋がります。

市民活動団体は、自ら行っている活動を自ら楽しみながら継続し、継続的な活動を通じて健康なまちづくりに寄与するように努めるものとします。また、自らが行う健康なまちづくりに関する活動以外にも協力するように努めるものとします。



事業者の役割

事業者は、労働安全衛生法に基づき快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通して、職場における従業員の健康を確保することが必要です。中でも働き盛りの世代では、日々の業務に追われ自らの健康管理が疎かになる傾向があることに留意しなければなりません。従業員とその家族の定期的な健康診断、保健指導の機会の確保やワーク・ライフ・バランス等、心と身体の健康づくりに関する職場環境を整備するとともに、健康管理を行う者に対する研修機会の確保に努めるものとします。

また、自らが行う健康なまちづくりに関する活動以外にも協力するように努めるものとします。

健康づくり関係者の役割

健康づくり関係者は、市民が自らの体力や体調に適した健康づくりに取り組むことができるように支援していくことが必要ことから、市民に保健指導、健康診断、予防接種、治療などの保健医療に関する正しい情報を提供し、誰もが公平にサービスが受けられるように努めるものとします。

また、自らが行う健康なまちづくりに関する活動以外にも協力するように努めるものとします。

●計画の進捗管理

本計画は、庁内において、策定され推進していく過程で、市、市民、市民活動団体、事業者および健康づくり関係者へ周知されているか、計画に沿って施策が遂行されているか、十分な成果を上げているか等、チェックし評価していかなければなりません。

(通称)習志野市健康なまちづくり条例に基づき、平成 25(2013)年4月1日より外部委員で構成する習志野市健康なまちづくり審議会を設置しました。また、庁内でも習志野市健康なまちづくり推進庁内連絡会や習志野市健康なまちづくり推進作業部会を設置しました。

これらを中心に、計画の進捗管理および評価を実施します。

